

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
資産運用に関する方針

当法人は、資産の運用に関する基本方針を関係法令に基づき以下のとり制定する。

1 基本原則

共済会計の資産及び当法人の資産の運営に当たっては、PTA・青少年教育団体共済法その他関係法令を遵守するとともに、財務の健全性を保ち、共済金を将来にわたり確実に支払うことができるよう安全な資産運用を行う。

2 理事会の役割

(1) 理事は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、定款及び法令に従い、資産運用に係るリスクの所在・種類を理解し、忠実に義務を遂行する。

(2) 理事会は、資産運用規程を定め、また資産運用に係るリスクの所在・種類を理解する。

(3) 理事会は、資産運用を管理・監督し、運用の経過及び結果について、毎年度理事長から報告を受けるものとする。

3 理事長の職務

(1) 理事長は、理事会の承認を経て、経理担当理事を資産運用責任者に任命することができる。

(2) 理事長は、資産運用責任者を監督し、随時報告を求め必要に応じて適切な指示をしなければならない。

4 監事の職務

監事は、資産運用責任者の業務状況について、定期的に又は監事が必要と判断したときは、調査を実施し、その結果について遅滞なく理事会に報告するものとする。

5 資産運用責任者の職務

(1) 資産運用責任者は、資産運用規程に基づき適切な運用に努めなければならない。

(2) 資産運用責任者は、保有する債権が満期を迎える前に、満期後の運用計画を常務理事会に提案しなければならない。この時、新たに債権を購入しようとする場合は、購入債権の候補を常務理事会に提案し、承認を得た上、遅滞なく理事会に提案し、承認を得なければならない。

(3) 資産運用責任者は、資産運用のリスク及び運用状況、結果について常に把握し、理事長に報告する。

6 基本財産、特定資産、その他の資産の運用

それぞれの目的に応じて資産価値の維持を図るために、最善と考えられる方法により運用するように努める。運用については、PTA・青少年教育団体共済法第12条に定める方法で運用するものとする。

7 共済会計の他の会計への資産運用の禁止

共済会計から共済事業以外の事業に係る会計へ資産を運用し、又は共済会計に属する資産を担保に供して共済事業以外の事業にかかる会計に属する資産を調達してはならない。

共済事業以外の事業に係る会計へ資産を運用しようとする場合は、当該資産の償還計画書を作成し、あらかじめ神奈川県教育委員会の許可を受けなければならない。

8 改廃

この方針の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この方針は、令和6年4月1日から適用する。